

令和7年4月11日

令和6年度内部監査報告書

理事長 榊 裕之 殿

監査室長 三谷 卓也

国立大学法人奈良国立大学機構内部監査規程に基づき、令和6年度内部監査（定時監査）実施計画及び令和6年度科学研究費助成事業等内部監査実施計画を策定し内部監査を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 内部監査の概要

- (1) 監査区分 定時監査（業務監査及び会計監査）、科学研究費助成事業等監査
- (2) 監査期間 令和6年9月1日～令和7年3月31日
- (3) 監査対象 事務局各課及び科学研究費助成事業等の研究課題抽出分に係る教員
- (4) 監査内容 別紙「令和6年度内部監査（定時監査）における対象部局等について」に記載の監査内容及び科学研究費助成事業等の監査対象研究課題に係る研究費の管理状況
- (5) 監査方法 実地監査及び書面監査

(6) 監査内容

1) 定時監査（業務監査及び会計監査）

令和6年度内部監査（定時監査）共通・部局別監査事項に沿って業務監査及び会計監査を実施した。業務監査においては、機構内におけるガバナンスの機能、組織間の連携が確保されているかという観点など業務プロセスの有効性に重きを置き、勤怠管理の状況、業務遂行上の課題等とともに事務局各課からヒアリングを行った。

会計監査においては、機構財務課、施設課において書面監査を行い、また、各課において預り金や有形資産の管理状況などの監査を行い、会計処理に係る適正性や有効性を確認した。

2) 科学研究費助成事業等監査

令和5年度に交付を受けていた科学研究費助成事業及び委託研究事業を対象として実施した。大学毎に事業件数の10%以上となる30件(奈教大8件、奈女大22件)を抽出して、事務局各課で保管されている支出決議書、請求書、納品書、出勤表、旅行命令同等の書類の書面監査を行い、会計処理に係る適正性や有効性を確認した。さらに、抽出された事業件数の10%以上となる4件(奈教大1件、奈女大3件)を抽出し、研究代表者にヒアリング、現物確認等を行う特別監査を実施した。ヒアリングでは、物品の購入、旅費の支出、アルバイト雇用の勤務管理、研究遂行上の運営面での課題等の聴取を行った。また、国のガイドラインに沿って旅費の出張先確認、アルバイト雇用者への照会、取引業者の帳簿との突合を実施した。

- (7) 監査員等 監査室長 岩阪 豊(～令和7年3月31日)
三谷卓也(令和7年4月1日～)
監査室監査係長 太田三紗子

(8) 監査結果

1) 定時監査(業務監査及び会計監査)

令和6年度内部監査(定時監査)実施計画に基づき内部監査を実施した結果、関係諸法令、諸規程等に従い、監査対象の各課において概ね適正かつ合理的に業務が行われていることを確認した。

内部監査の実施にあたっては、機構内におけるガバナンスの機能とともに、組織間の連携が確保されているかという観点など業務プロセスの有効性に重きを置きつつ、機構の業務が適正かつ合理的に遂行されているかを調査し、検証を行った。

機構内におけるガバナンスの機能については、内部統制に関する基本方針や規程が機構において令和4年度に制定されており、機構として内部統制の状況を把握しリスクを統制していくこととされている。令和5年度には検証のために必要な共通ルールなどが策定され、部局毎に行われた内部統制の運用状況の確認やリスク評価に対し、機構の内部統制委員会を開催し検証が行われている。しかしながら、奈良教育大学附属小学校において教育課程の実施に関して不適切な事項が判明し、また、奈良教育大学附属中学校において会計帳簿に記録されていない銀行口座が判明するなど、運用状況の確認やリスク評価が形骸化していたことによる事案が生じている。内部統制活動にあたっては、事案の改善措置が問題なく機能しているかを継続的に点検していくことに加え、組織を取り巻く環境変化に応じて常に見直しを行っていくことが重要であり、実効性のある活動を展開していくことによりその有効性が確保されることを期待したい。

ガバナンスの機能については、研究費の不正使用の防止にあたってはその強化が要請されている。国の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」では、「防止計画推進部署は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止

計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。」とある。奈良教育大学では、令和5年度まで、不正防止推進組織として研究不正防止推進委員会が置かれ、毎年度、研究不正防止計画の実施状況の確認や啓発活動実施計画の審議を行っていた。また、国のガイドラインを踏まえ「不正防止に関する内部統制の整備・運用状況等に関する意見交換会」を開催し、監事への情報提供とともにコンプライアンス推進責任者である副学長（研究担当）等との意見交換を行っていた。一方、奈良女子大学では、令和5年度まで、不正防止推進組織として競争的資金等不正防止推進室が置かれていたが、法人統合後の令和4年度以降は室会議が開催されておらず、監事への情報提供の機会も設けられていなかった。

両大学毎に置かれていた不正防止推進組織は、奈良国立大学機構公的研究費等取扱規程が令和6年10月に施行されたことに伴い改編されている。研究費の不正使用を防止する体制は機構に集約され、機構の「防止計画推進部署」として不正防止推進室が設置されている。不正防止推進室は、法人統括管理責任者の理事（総務・財務担当）の下、コンプライアンス推進責任者である部局長による構成員へのコンプライアンス教育の実施状況をはじめ不正防止に関する内部統制の整備・運用状況等を確認し、改善していくための組織である。

令和6年度においては、奈良教育大学で令和5年度まで行われていた上述の取組を含め規定に従った活動が行われていなかったが、他方、令和7年3月、「奈良国立大学機構における公的研究費等の不正使用防止対策に関する基本方針」「奈良国立大学機構における公的研究費等の不正防止計画」「奈良国立大学機構コンプライアンス教育・啓発活動実施計画」が策定された。

研究費の不正使用の防止については、実効的な対策を機構において講じていく必要がある事案として指摘し、今後、これら基本方針や計画に基づく対策が着実に実施されていく様、引き続き、内部監査においてフォローアップを行う。

また、労働基準監督署による令和5年度の是正勧告等を受け、内部統制の観点から時間外労働の状況を確認した。各課においては、定時消灯日を設ける、業務量の平準化を図る、業務への対応の幅を持たせて応援体制を組み易くするなどの工夫を取り入れており、令和6年度においては36協定違反となるような状況は解消しつつある。業務内容を精査し削減するだけでなく、管理職が自ら何をすべきかを考え動機付けすることにより、時間外労働を減らしながらもこれまで以上の成果を挙げている課も見受けられる。

なお、各課においては、構成員への情報提供を通して経営環境の変化に対する危機意識を共有しており、課として対応すべき課題の共通理解が図られている。機構の方針や目標との一貫性を持って、自ら何がどうすればできるのかを考えるマインドも管理職との意思疎通を通して概ね形成されている。

業務プロセスの有効性については、その観点の一つとして組織間連携の確保を挙げていたが大きな問題に至るような事案は確認されなかった。他方、財政、危機管理、安全衛生面などにおいては、組織目標の達成に向けて十分な効果を発揮できるようにするための取組が行われている。

財政面では、法人予算の基盤となる運営費交付金において、「成果を中心とする実績状況に基づく配分」での指標への対応力を向上させ、財政基盤を強化できるように法人として検討

が進められている。目標達成や課題解決に向けて行動を変えていけるように現状と課題を共有しており、各指標に係るグループ（奈良教育大学は 27 大学、奈良女子大学は 14 大学）中の順位や配分率、主な増減要因とともに、外部資金の獲得状況、若手教員比率、収支見込等を明示し、諸会議で説明している。これらの取組により、令和 7 年度の配分結果は、配分基礎額に対して奈良教育大学は 357 千円増、奈良女子大学は 5,558 千円減であるが昨年度の 6,918 千円減から増額させており、一定の成果が確認できる。令和 7 年度予算編成方針においては、社会的インパクトの創出が期待される事業への重点配分など大学の戦略やこれまでの教育研究成果を考慮したメリハリのある予算配分を行うこととしており、センター等運営費については機構のミッションへの貢献度を踏まえたセンターの整理・統合や外部資金の獲得による自律的運営等も視野に入れた予算配分としている。また、ミッション実現加速化経費のうち教育研究組織改革分については、当該部局だけの活動として事業を計画するのではなく、学内の諸事業との連携等に強く留意し本機構全体としての機能強化につながる事業計画とするよう要請するなど、実質的な行動を後押ししている。

なお、「成果を中心とする実績状況に基づく配分」での指標の一つに卒業修了者の就職・進学等の状況把握が設定されているが、その状況把握が体系立てて行われていない。このことは令和 4 年度監査報告の所見において取り上げたところであるが、卒業修了時の就職先、連絡先を担当部署において掌握されていても、卒業後の連絡先などを大学として引き継いで活用していけるような枠組みが十分に整備されていない。指標に対応するためのアンケート調査の必要からだけでなく、大学として個人情報の用途を明らかにした上で、将来にわたって情報やサービスを提供する一方で大学を支えてもらえるステークホルダーとして、入学時から将来にわたって結びつきを強めていけるような卒業修了者との相互関係を構築していくことが望まれる。

危機管理面では、災害発生時の初動体制において、参集体制等の不揃いを解消し、統一的な取り決めの整備が機構として進められている。地震等による大規模災害発生時には機構の災害対策本部の下で学生、職員等の安全確保を図っていくことになる。奈良女子大学では迅速に初動体制を確立できるように地震震度に応じて勤務時間外の参集要件ステージを決めて参集対象者を明らかにしている。一方、奈良教育大学では地震震度などによって参集対象者が分けられておらず、どこまでの人員が参集するのかがあらかじめ決められていなかった。参集体制等の不揃いを解消し、機構として統一的な取り決めに整備しておくことは法人統合時からの懸案であったが、時間外・夜間の参集体制とともに初期対応業務の検討が機構として進められた。出勤困難者を想定した上で、奈良市内の地震の規模が震度 5 強の場合は、初期対応業務に必要な各課の参集人数に 1 名以上を加えた人数を参集対象とし、震度 6 弱以上の場合は、初期対応業務に必要な職員以外も含めて全職員を参集対象とするなど、統一的な基準が策定されている。両大学の執行役会で諮られ、令和 7 年度からの運用開始に向けて関係規則等の改正作業が行われている。

安全衛生面では、化学物質の管理において、薬品管理支援システム（IASO）の機構全体での活用が開始された。化学物質の管理にあたっては、関係法令を遵守し、システム管理することなどにより、多岐にわたる化学物質の受入、在庫、廃棄に係る管理を適正に行う必要がある。

る。昨年度までは両大学でその管理体制が大きく異なり、薬品管理支援システムの導入が奈良女子大学に留まっていたこともあり、機構全体の環境安全管理に係る状況が十分に把握されていなかった。労働安全衛生法の改正に伴い危険性や有害性を特定してリスク低減措置等を実施する自律的な管理への移行が求められていたが、このことを念頭に置いて奈良教育大学においても大学全体の化学物質の保管状況について調査が実施され改善に向けた動きが取られるなど、薬品管理支援システムの導入に向けた準備が行われた。令和6年度には奈良教育大学の関係規則が整備され、化学物質等の登録・使用状況の把握に関することなどを審議する化学物質等管理委員会を設置するなど、個々の研究室に留まらない、機構全体の状況を一元的に掌握できる体系的な管理体制をもってシステム活用が開始されている。

なお、組織間連携による一層の機能強化、法人統合による相乗効果の発現などが期待される事案も見受けられ、これらは監査所見において記載する。

2) 科学研究費助成事業等監査

令和6年度科学研究費助成事業等内部監査実施計画に基づき内部監査を実施した結果、抽出した科学研究費助成事業及び委託研究事業による研究費については、物品等の購入、旅費の支出、アルバイト雇用の勤務管理等が適正に行われていることを確認した。また、両大学において、物品発注やアルバイト雇用に関するルールや不正防止対策が関係者に理解され遵守されるよう研修等に取り組みされており、教員へのヒアリングにおいてもこれらが認知されていることを確認した。

2 監査所見

監査結果のとおり、関係諸法令や諸規程等に違反するなど重大な問題に至るような事案は見受けられなかったが、実地監査を通して認識するに至った課題等について、以下のとおり所見を記す。

(1) 学内施設を学外者が使用する場合の貸付料について

学内施設を学会や講演会で使用する場合の貸付料の取り扱いが一部施設を除き具体的に規定されていない。学内施設の無償貸付について、奈良教育大学では、HPで「本学が主催または共催（本学が主として行っている事業含む）する学会や講演会等の各種イベントを除き、原則として有償となります。」と掲載しており、学内教員の関係する学会等が講義室を使用する場合であっても貸付料を徴収している。一方、奈良女子大学では、固定資産等貸付要領の「その他学長が適当と認める場合」の該当性を個別に判断することになっているが、学内教員の関係する学会等が講義室を使用する場合、主催・共催・後援等名義の有無にかかわらず使用許可手続が行われておらず、学内教員が各自に講義室等を予約し無償で使用している。また、学会等が講堂を使用する場合に使用許可手続は行われているが、学内教員の関係する学会等は無償貸付の対象となっている。

現状において、奈良女子大学では、記念館において貸付料の徴収基準を設けるなど対応もされているが、他の学内施設において学内施設の貸付を原則有償とする規定に沿った手続が行われていない。学内施設を学外者が使用する場合の使用許可手続と無償貸付を行う場合

の手續について、学内教員が学会等の申請者であったとしても着実にを行うことが必要であると思われる。また、機構として無償貸付の範囲を明確にするとともに、主催、共催、後援等の名義の使用許可が無償貸付の適合性に作用する場合もあることから、名義使用基準において主催、共催、後援等の名義の定義を明確にしておくことが必要であると思われる。

(2) 研究設備・機器の共用システムの構築について

研究設備・機器の共同利用については、令和2年度に策定された国の研究設備・機器の共用推進に向けたガイドラインにおいて、共同研究や産学連携のハブ機能を果たすものとして経営戦略に明確に位置付けることが求められている。両大学においては、研究設備・機器の共用方針を令和4年度に策定しており、学内外への見える化と利用率の向上、利用料を共用機器の維持管理費にあてる仕組みの導入などを定めている。昨年度までは共用システムを構築する見通しが立たない状況も見受けられたが、奈良女子大学では共生科学研究センターに担当部門を設けて検討を進めていくこととしている。国のガイドラインでは多くの課題が示されており、共用化を推進する体制が十分に整っていない中では体制に見合った可能などから順々に着手していけるような手立てが必要となる。多くの課題のうち、学内で共同利用している研究設備・機器を利用する際その利用料を規定することによって利用料を科研費で支出できるようになる。このことに限らず共用システムの構築にあたっては、機構または大学全体を統制していく機能が求められるところであり、経営戦略上の懸案として関係部署を糾合し制度設計していけるような機構としての合意形成が望まれる。

さらに、研究戦略の議論が進められているが、研究目標の達成に向けて機能強化を図っていく中で研究設備・機器の共用方針を位置付けること、共用方針の内容自体を実現可能なものに改めることなど検討の余地があると思われる。

(3) 科研費の研究分担者に係る情報の把握について

研究分担者は、科研費の一部を主体的に使用する者と定義されており、研究代表者とともに補助事業の遂行に責任を負い自らの裁量で研究費を使用している。しかしながら、学内外の様々な研究者とのチーム型研究体制を実践しているにもかかわらず、研究分担者の研究アクティビティが体系立てて把握されていない。文部科学省で公表されている研究機関別科学研究費配分状況の金額が研究代表者の研究機関毎の採択額であり、また、研究資金が研究者個人宛に交付され法人の損益には含まれない。しかしながら、研究分担者に対する評価も重要であることから、外部資金獲得状況の取りまとめにあたっては、研究分担者分を含めた研究者全体の実績を法人として把握できるようにデータ管理しておくことが必要であり、執行管理のためだけでなく研究代表者と同様に担当部署で情報を把握し、IR担当と連携しつつ、研究アクティビティの動向などに着目してデータ分析していくことが必要であると思われる。

(4) 研究の健全性及び公正性の確保について

研究費の不正使用の防止については、不正防止計画の策定や不正防止推進室の設置など、機構として一元的に対策を講じていくこととされている。一方、研究インテグリティの確保については、研究活動の国際化やオープン化に伴うリスクに対して自律的に研究の健全性と公正性を確保するものであり、研究活動における不正行為や利益相反の防止、安全保障輸出

管理などこれまで対応してきたものをより確実に実施していく必要がある。国の対応方針においては、規程や管理体制（マネジメント委員会）の整備が求められており、ガバナンス・コードにおいても研究インテグリティの確保のための取組が問われている。しかしながら、両大学とも、研究インテグリティの確保に関する規程や管理体制の整備が行われておらず、ガバナンス・コードの記述は国の対応方針が決定される以前からの取組に留まっている。

組織の規模等を勘案し、法人として統制された規程や管理体制の整備に至らないにしても、研究者が意図せず利益相反などに陥る危険性を回避できるようにリスクマネジメントしていくためには、教育・啓発活動の状況とともに、研究インテグリティの確保に関する様々な情報を役員等が横断的に掌握し、確認する機会を設けることが必要であると思われる。